

令和 8 年度備中県民局提案型事業

備中地域みらいづくり支援事業

募集要項

応募締切 令和 7 年 12 月 3 日（水）（必着）



岡山県備中県民局

■ 趣 旨

岡山県備中県民局では、夢と元気にあふれ、安全・安心で暮らしやすい備中地域を実現するため、特定非営利活動法人、地域活動団体、ボランティア団体、企業など社会貢献活動を行う団体（以下「NPO等」という。）が地域の諸課題の解決に向けて行う公益性の高い事業を支援する「備中地域みらいづくり支援事業」を実施します。

■ 募集テーマ

備中県民局管内の様々な課題や今後取り組むべき事柄について設定した8～9ページに掲げる15のテーマについて、提案を募集します。

■ 募集期間

令和7年10月22日（水）から令和7年12月3日（水）【必着】

■ 応募資格

NPO等のうち、岡山県内に事務所を有する又は県民局管内※に活動場所を有する団体（複数団体共同による応募も可）で、次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

- 1 県民局管内※で事業を実施できること
- 2 事業の遂行に必要な組織・人員を有し、事業を適正に実施した上で、実績報告書が提出できること
- 3 組織の運営に関する規則（規約、会則等）又はこれに準ずるものがあること
- 4 予算・決算を適正に行っていること
- 5 令和7年12月1日時点で、1年以上継続して活動しており、直近1か年の活動報告書及び収支決算書が提出できること（任意団体が特定非営利活動法人化等した場合は、任意団体活動歴を含む。）
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 7 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- 8 県税等、県徴収金の滞納がないこと

※県民局管内は、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町の7市3町です。

■ 応募制限

応募できるのは、1団体1事業です。

同一事業の採択は2回目（2年目）までとします。それを超えての応募はできません。なお、過去2回採択された実績のある団体であっても、内容が異なる事業での応募は可能です。

■ 募集事業の条件

事業は、「募集テーマ」に沿ったもので、次の条件の全てを満たすものとします。

- 1 公益的、社会貢献的事业であり、社会的課題の解決が図られること
- 2 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること
- 3 広く備中地域に効果を及ぼすものであること
特定の地域を対象とする事業については、先進性、先駆性が認められ、他の地域への波及が期待できるものであること
- 4 予算見積りが適正であり、必要最小限の経費となっていること
- 5 令和8年度の単年度事業であること（終期：原則として、令和9年2月末）

- 6 次のいずれにも該当しない事業であること
- ・営利を目的とする事業、特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
 - ・施設等の建設及び整備を目的とする事業
 - ・岡山県の他の事業により補助又は助成を受けている（受ける計画のある）事業
 - ・国、他の地方公共団体又は他団体から補助又は助成を受ける計画のある事業で、その補助等が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる事業

※岡山県の他の補助事業等に応募可能な事業は、採択を見合わせる場合があります。
※団体が実施する全ての事業を挙げるのではなく、上記条件を満たす事業のみ提案してください。

■ 補助対象経費等

- 1 提案された事業を実施するために直接必要な経費について、提出された事業計画書や収支予算書等により事業ごとに補助対象経費を判断し、補助金として交付します。

なお、次の経費については対象外とします。

- ・土地、建物、建物付属設備、構築物等の取得に要する経費
- ・備品購入費（1点10万円以上の物品※）
- ・団体の管理運営費（光熱水費、家賃など）
- ・団体の役員、職員に対する人件費
- ・食糧費（外部講師等へのお茶代及び弁当代を除く。）
- ・その他、補助することが適当でないと認められる経費

※パソコン、タブレット及びプリンターは、その価格に関わらず、備品購入費（補助対象外）として扱います。

※受益者が負担すべき経費（イベント参加者へ配布する記念品の購入費や保険料等）は、補助することが適当でないため、補助対象外とします。

※本事業で得た収入は、原則、本事業の予算へ充当していただきます。

※補助金交付決定前に支出した経費、領収書等がない経費は補助対象外となります。

※申請書を受理した後の補助額の増額は、原則として認めません。

- 2 補助率及び補助上限額については、次のとおりです。

- ・採択1回目（1年目）の事業は、
補助率10分の10以内とし、上限を1件につき200万円とします。
- ・採択2回目（2年目）の事業は、
補助率 3分の 2以内とし、上限を1件につき100万円とします。

- 3 本事業は令和8年度に実施するものであり、岡山県議会において、令和8年度当初予算のうち、関係予算が成立することが前提となります。

■ 提出書類

- 1 応募申請書・・・・・・・・・・ 様式1
- 2 団体の概要書・・・・・・・・・・ 様式2
- 3 事業計画書・・・・・・・・・・ 様式3－1
- 4 日程計画表・・・・・・・・・・ 様式3－2
- 5 収支予算書・・・・・・・・・・ 様式4
- 6 誓約書・・・・・・・・・・ 様式5（任意団体は個人用、その他は法人用）
- 7 事業実施の組織体制図・・・・・・・・ 任意様式
- 8 団体の定款、規約、会則等・・・・・・・・ 任意様式
- 9 役員及び会員名簿・・・・・・・・ 任意様式

- 10 前年度活動報告書・・・・・・・・任意様式・令和6年度
- 11 前年度収支決算書・・・・・・・・任意様式・令和6年度
- 12 その他参考資料（パンフレット等）・・任意様式（提出は任意）

※募集期間中に全ての書類を提出してください。全ての書類が揃わない場合は、審査対象外となります。

※募集期間終了後は、原則として応募書類の修正は認めません。

※事業実施後には「事業実績書」及び「収支精算書」等を提出していただきます。

※応募手続、提出及び問い合わせ先は6ページをご確認ください。

■事業説明会（参加任意）

募集内容や手続きの流れ等についての説明会を行います。

（1）日時

令和7年11月7日（金）14：00～15：00

（2）会場

備中県民局会議棟1階第1～3会議室 または オンライン

（3）申込方法

下記フォームより、お申込みください。

オンラインをご希望の方には、別途、ミーティングIDとパスコードを送付します。

【参加申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52019



（4）申込締切

令和7年11月5日（水）

■ 審査・選考

- 1 審査・選考は、学識経験者、NPO関係者等で構成する「備中地域みらいづくり支援事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行います。
- 2 第一次審査では、応募された書類により応募資格等を確認するほか、第二次審査の審査項目に準じて書類選考を行います。
- 3 第一次審査を通過した事業については、提案団体と県民局が課題や事業の進め方等を共有するため、事業内容に関する協議を行います。この過程で、計画内容等の修正が必要になる場合があります。
- 4 第二次審査（最終選考）では、公開で提案団体によるプレゼンテーションを行います。上記3による協議の結果を踏まえてプレゼンテーションを行ってください。なお、当日、参加いただけない場合及び指定した時間に遅刻された場合は、審査の対象外となります。
- 5 第二次審査は、次の審査項目について、50点満点で審査します。

【審査項目】

公益性	社会的ニーズが高く、対策が必要とされるテーマであるか テーマの趣旨に合致した内容であるか
必要性	県民局が支援する必要があるか 県民局の支援による相乗効果が期待できるか
先進性	他のモデルとなり得るような先駆性や独創性があるか 斬新な視点や発想、ユニークなアイデアが織り込まれた取組であるか I C Tの活用等、デジタル化を意識した取組であるか
広域性	広く備中地域に効果を及ぼすものであるか 特定地域を対象にする事業の場合、他地域へも効果の波及が期待できるか
計画性	計画、手法、関係者調整等に無理がなく、円滑な実施が可能か 企画に創意工夫があり、完成度が高いものであるか
効 果	事業実施により、課題の解決が期待できるか 広く県民の利益につながり、県民の満足度を高めることができるか 新たな展開につながる効果が期待できるか 効果について、客観的な評価が行えるか
経済性	予算の見積もりは適正であるか 効果的に事業を行い、コストを抑えているか 投入した経費に見合うだけの十分な効果が期待できるか
体 制	事業遂行に必要な熱意、知識、専門性、経験が認められるか 人員が確保され、事業目的の達成に向けて分担・協力体制が整った組織体制となっているか
継続性	補助終了後も継続の意欲があり、継続できる組織体制や人員となっているか 補助終了後の資金確保の手立てはあるか

■ 交付決定・事業開始

第二次審査で採択された事業を提案した団体は、補助対象経費等について県民局との協議を経て、補助金交付申請を行い、交付決定後に事業開始となります。

※本事業の実施は、岡山県の令和8年度当初予算のうち、関係予算が成立することが条件となるため、第二次審査で採択された段階では補助金の交付が確約されるものではありません。

※協議の結果、事業内容や補助金の額が変更・減額される場合があります。

※県民局担当部所は、事業内容に応じて、広報、関係団体とのネットワーク構築、企画への助言などを行います。

■ 事業の実施及び事業評価

事業の実施は、交付決定後に行います。県民局は、事業への助言や広報への協力などで事業に関わります。

事業の実施においては、事業の成果・効果を測定・評価するために、事業参加者に対するアンケート調査を必須とします。事業実施状況に関しては、中間報告会及び実績報告会でアンケートの調査結果に基づいた成果報告を行ってください。審査委員会が報告に基づき総合的に事業を評価した上で、実施団体に対し、必要な助言を行います。

事業終了の翌年度以降、団体の活動等について県がアンケート調査を行う場合がありますが、その際は、ご協力ください。

■ 提案事業等の公表

- 1 第二次審査、中間報告会、実績報告会は公開で実施します。
- 2 第二次審査で採択された提案団体の名称、提案事業の概要、実施状況等は、県民局のホームページ等で公表します。
- 3 提出された書類等は、個人情報に関する部分を除き情報公開の対象となります。
- 4 提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を得るなど公開されても支障がないものを提出してください。

■ 事業の流れ

令和7年 10月22日(水) ～12月3日(水) 【必着】	募集期間	・事業計画書等の応募書類を提出してください。 ・期間中は、<u>メール、来所等による事前相談にも対応しますので、予め電話連絡の上で、お気軽にご相談ください。</u>
※11月7日(金) 14:00～	※事業説明会 (参加任意)	・募集内容、手続きの流れ等について説明します。
令和8年 1月	第一次審査 (書類審査)	・「審査委員会」が、県民局担当部所の意見を参考に書類選考を行います。
2月	県民局担当部所 との協議	・提案団体と県民局が課題や事業の進め方等を共有するため、提案内容に関する協議を行います。この過程で、計画内容等の修正が必要になる場合があります。
3月上中旬	第二次審査 (プレゼンテーション)	・公開で提案団体がプレゼンテーションを行います。 ・「審査委員会」において提案内容を総合的に評価し、事業実施すべき提案を選考します。
3月下旬	二次審査結果通知	
4月	補助金交付決定 事業開始	・採択された団体は、補助対象経費等について県民局担当部所との協議を経て、補助金交付申請を行い、交付決定後に事業を行います。 ・協議の結果、事業内容や補助金の額が変更・減額される場合があります。 ・随時、県民局と協議を行いながら事業を実施します。
10月頃	中間報告 (プレゼンテーション)	・公開で実施団体が進捗状況等の報告をします。
令和9年 3月頃	実績報告 事業評価 (プレゼンテーション)	・公開で実施団体が実績報告をします。

■ 応募手続

応募申請書に必要事項を記入し、備中県民局地域づくり推進課あてに、郵送、メール又は持参により提出してください。

提出書類の様式は、備中県民局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1002437.html>



[提出・問い合わせ先]

〒710-8530 倉敷市羽島1083

岡山県備中県民局 地域づくり推進課 市町村連携班

TEL : 086-434-7003 (直通)

FAX : 086-426-9305

E-mail : bichu-chiiki@pref.okayama.lg.jp

■ Q & A

Q 1 採択 2 回目の事業は補助率が 3 分の 2 以内になるとのことだが、全く同じ事業というわけではなく、これまで採択された事業の一部を変更したり、発展させたりした事業であっても、同様なのか。

A 1 全く同じではなくても、実施目的、内容等から判断して、同一の事業と認められるような事業については、継続事業とします。

Q 2 採択 2 回目は補助率 3 分の 2 以内が適用されるが、具体的には、補助対象経費が 150 万円の場合、県民局からの補助金以外に 50 万円以上の収入を見込み、応募しないといけないのか。

A 2 お見込みのとおりです。採択 2 回目は、自主財源や参加費、会費、他団体助成などで 50 万円を確保していただく必要があります。

Q 3 複数団体が共同で事業を実施する場合の申請方法はどうか。

A 3 事業実施のための任意団体を設立して申請してください。この場合、それぞれの団体が対象及び応募資格の要件を満たすことが必要となります。

Q 4 団体の役員、職員の人件費は対象外とあるが、アルバイトも対象外となるのか。

A 4 新たに採用するアルバイト（事務補助）等については、当該事業にのみ従事するのであれば、その人件費を補助対象として認めます。ただし、年間を通して雇用するなど長期間の雇用は対象外とします。

Q 5 「申請書を受理した後の補助額の増額は原則として認めません。」とあるが、認められるのはどういった場合か。

A 5 第一次審査後の事業担当部所との協議において、事業担当部所の提案で事業の一部を変更したことに伴い、事業担当部所が確認した上で増額する場合に限り増額を認めます。ただし、第二次審査後の増額は認めません。

【これまでの実施団体の感想】

- ・県民局の補助事業は対外的に信頼度が高く、対象者に関心を持ってもらうのに効果的であった。
- ・ラジオ出演や管内へのチラシ配布など、広報のサポートにより多くの人にイベントを知ってもらい、参加いただけた。
- ・活動の場が広がり、他団体等との交流や連携が生まれた。
- ・企画への助言や指導を受け、参考になった。

この制度に関してご不明な点がある場合は、遠慮なくご相談ください。

募集テーマ

1 出会い・結婚を応援する社会の推進
若い世代の出会いや結婚の希望がかなう地域づくりに効果的な事業の企画・運営 【例】 ●出会い・結婚に関する情報発信や出会いの機会を提供する取組の企画・運営 ●女性が働き続けることのできる環境づくりのための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等の企画・運営
2 子どもと若者が健やかに育つ社会づくりの推進
子どもと若者が健やかに育つ社会づくりを推進するために効果的な事業の企画・運営 【例】 ●子どもや若者がふれあう居場所づくりの取組 ●子どもや若者の地域に対する愛着心を育む取組 ●子どもや若者が非行に走るのを防ぐための取組
3 子育て家庭が地域で安心して暮らせる社会の推進
すべての子育て家庭が、地域で安心して子供を産み、暮らしていくために効果的な事業の企画・運営 【例】 ●地域の子育て家庭参加型イベントの実施など子育てしやすいまちづくりの取組の企画・運営 ●困難を抱えるひとり親家庭等を支援する取組の企画・運営 ●障害者（児）、発達障害者（児）及びその家族が相談できる場等を提供する取組の企画・運営
4 障害のある人の就労を通じた工賃向上
就労継続支援B型事業所の工賃水準の向上を図る事業の企画・運営 【例】 ●事業所の受注能力・経営能力の向上に向けた研修会の企画・運営 ●地元企業との連携による受注機会の拡大に向けた取組 ●事業所間連携による商品開発や販路拡大の実施
5 地域防災活動の推進
地域住民が災害発生時に迅速かつ適切に対応できるようにするために、平常時から取り組むべき事業の企画・運営 【例】 ●「楽しさ」を盛り込んだ防災教育や地域活動の実施 ●長期にわたる避難所生活を快適に過ごすための取組 ●災害時要援護者の避難を促す仕組みづくりとその実践
6 中山間地域・離島の振興
多様な主体と中山間地域・離島がつながりを築き、地域の活力を維持するための取組の推進、仕組みづくり 【例】 ●都市住民との交流を通じた人的支援の仕組みの構築・運用 ●買い物や移動支援、見守り等、日常生活の不安解消に向けた取組 ●農泊や農村文化（祭り）の体験活動、農林業の作業体験（草刈り、袋かけ、定植、間伐等）などを通して農の魅力を発信し、担い手を確保・育成する取組
7 地域で取り組む鳥獣害対策
農作物に被害を及ぼすイノシシやシカ、サル、カラス等の捕獲や防護、環境管理対策等を地域ぐるみで対策する事業の企画・運営 【例】 ●集落みんなで捕獲・防護や追い払いなどを行う体制づくり ●放置果樹の除去や緩衝帯の設置等、地域における環境対策の実施 ●ドッグランやトレッキングなどの体験交流による鳥獣忌避対策

8 デコ活アクション！みんなで減らそう食品ロス
食品ロスを削減するために行う、「買い方・使い方・食べ方」等を普及啓発する事業の企画・運営 【例】 ●食品ロス削減に取り組むきっかけとなるイベントの企画・運営 ●普及啓発に活用する資材（パネル・ゲーム・DVD・エコレシピ集・店頭POP広告等）の開発 ●地域の飲食店での食べきり持ち帰り運動
9 備中地域の魅力・伝統文化の発信
備中地域の個性ある文化や伝統的町並み等を活かして、地域の振興を図る事業の企画・運営 【例】 ●伝統的な芸能や工芸等の備中地域の文化を次世代へ継承・再生する取組 ●備中地域を舞台として、「文化で地域を結ぶ」ことが期待される取組 ●備中の各地域を巡り、伝統的文化やアートを体験するプログラムの構築・運用
10 産業・観光の振興
備中地域の強みを活かした産業競争力の強化や雇用の確保等、産業の振興に効果的な事業の企画・運営 【例】 ●労働者の知識や技能を高めるための研修・訓練等の企画・運営 ●着地型観光や産業観光のスポットやルートの開発及びそれらを定着させるための事業の企画・運営 ●地域資源を活用した商品開発や販路拡大などの地域の産業振興につながる取組
11 みんなで取り組む地域農業
地域の人材を活かし、スマート農業や未利用農地の活用、地域農業の在り方検討等、儲かる農業に繋がる事業の企画・運営 【例】 ●環境にやさしい農畜産業やスマート農業技術の導入実証等の取組 ●未利用農地等で新たな作物等を導入して地域を活性化する取組 ●移住定住促進を含めた将来の地域農業の在り方検討や取組
12 売り込め備中ブランド
産地自らが新たなニーズを開拓し、産地の魅力を発信することで、より一層のブランド化が図られる等、儲かる農業に繋がる企画及び運営 【例】 ●輸出に向けた調査、工程管理や包装等の検討 ●インバウンドや若い世代など新たなニーズに対し売れる企画づくり ●メディアPRやSNS等での情報発信、首都圏マルシェ出展等による知名度向上
13 目指せ日本一！地域ぐるみで和牛振興
質の高い和牛生産に向けて、先進技術導入やPR活動により地域ぐるみで和牛の振興を図る事業の企画・運営 【例】 ●ICT技術や先進技術導入による高品質な和牛生産の取組 ●耕畜連携による飼料生産、堆肥生産による地域循環型農業の取組 ●イベントやスタンプラリーなどによるPR・誘客活動の取組
14 みんなの暮らしと未来を支える税！
快適で安全な社会生活を営めるように、「税金」への理解を深め、「税金」の大切さを周知して納税意識を高める事業の企画・運営 【例】 ●普及啓発講座、講演会、イベント等の実施 ●普及啓発に活用する資材（パネル、動画等）の制作
15 その他
1～14のテーマには該当しないが、事業の趣旨に沿うもので効果的であると特に認められる事業

※過去の取組は、備中県民局地域づくり推進課ホームページへ掲載しています。



様式 1

令和 8 年度 備中地域みらいづくり支援事業応募申請書

令和 7 年 月 日

岡山県備中県民局長 殿

申 請 者	団 体 名		(ふりがな)
	団 体 住 所		〒
	代表者職・氏名		・ (ふりがな)
	事 務 担 当 者	職・氏 名	・ (ふりがな)
		住 所 (団体住所と異なる場合)	〒
		電話番号	
		F A X	
		E - mail	
事 業 名			
事業目的・概要 ※100 字程度で簡潔に 記載 (具体的な内容は事業計画書へ記載すること)		*事業要件について、いずれかにチェック ☐ 広く備中地域に効果が及ぶ取組である。 ☐ 特定の地域を対象とするが、先進性・先駆的な取組であり、他地域への波及が期待できる取組である。	

※事務担当者の電話番号は、日中連絡がとれる番号(携帯可)を記載してください。

■提出書類

下記表にチェックの上、提出してください。

番号	書類内容	チェック欄	備考
1	応募申請書 【様式 1】	☐	本表
2	団体の概要書 【様式 2】	☐	
3	事業計画書 【様式 3-1】	☐	詳細・具体的に記載
4	日程計画表 【様式 3-2】	☐	
5	収支予算書 【様式 4】	☐	
6	誓約書 【様式 5】	☐	任意団体は個人用、その他は法人用
7	事業実施の組織体制図	☐	任意様式・記入例参照
8	団体の定款、規約、会則等	☐	任意様式
9	役員及び会員名簿	☐	任意様式
10	前年度活動報告書	☐	任意様式・令和 6 年度
11	前年度収支決算書	☐	任意様式・令和 6 年度
12	その他参考資料(パンフレット等)	☐	提出は任意

※募集期間内に全ての書類の提出がない場合は、「審査対象外」となります。

■応募資格

下記表の申告欄にチェックしてください。

番号	応募資格	申告欄
1	県税等、県徴収金の滞納がない	☐ はい ☐ いいえ
2	宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと	☐ はい ☐ いいえ
3	暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない	☐ はい ☐ いいえ

団 体 の 概 要 書

①団体名	ふりがな -----
②団体の所在地	〒
③代表者職・氏名	ふりがな -----
④設立年月 (活動開始年月)	年 月 (活動開始： 年 月)
⑤団体の目的	
⑥主な活動実績	
⑦構成員数	人(うち主として団体の運営に携わる者 人)
⑧Webサイトの 有無	*該当するものにチェックし、有の場合はURLを記入 ☐ 有 URL () ☐ 無

<記入上の注意事項>

- ・ 法人格がある場合は、「①団体名」欄に、その種類を明記してください。
- ・ これまでに県等の行政機関、民間団体等から補助金、助成金を受けたことがある場合は、「⑥主な活動実績」に、時期、名称、助成団体等を記入してください。

事業計画書

①団体名												
②事業名												
③テーマ区分	番号:											
④補助回数	*同一事業における補助回数(年数)について、いずれかにチェック ☐ 1回目 ☐ 2回目											
⑤現状及び課題												
⑥事業目的												
⑦事業内容	*備中県民局補助対象事業について、位置づけ(狙い)、概要、受益者(対象者)、実施地域、実施方法などを記載すること											
	*天災地変、感染症等で事業が実施できない場合の対応											
⑧事業の条件及び アピールポイント	先進性、先駆性、独創性 備中地域への波及効果 その他、団体の持つ専門性やノウハウ等											
⑨今年度の事業による 直接の結果(アウトプット)及 びその評価指標・評価方法	*事業が複数の場合は、事業ごとに分けて記載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>評価方法</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評価指標	評価方法	目標						
評価指標	評価方法	目標										

⑩今年度に 期待される成果 ・効果(短期アウトカム)及びその評価指標・評価方法 ※事業が複数の場合は、事業ごとに分けて記載	事業参加者		
	評価指標	評価方法	目標
	事業実施団体		
	評価指標	評価方法	目標
⑪将来的に 期待される成果 ・効果 (中・長期アウトカム) ※事業が複数の場合は、事業ごとに分けて記載	事業参加者		
	事業実施団体		
	備中地域		
	評価指標	評価方法	目標
	⑫事業継続化に向けた取組及び事業展開の予定 (資金確保の見通し等)		

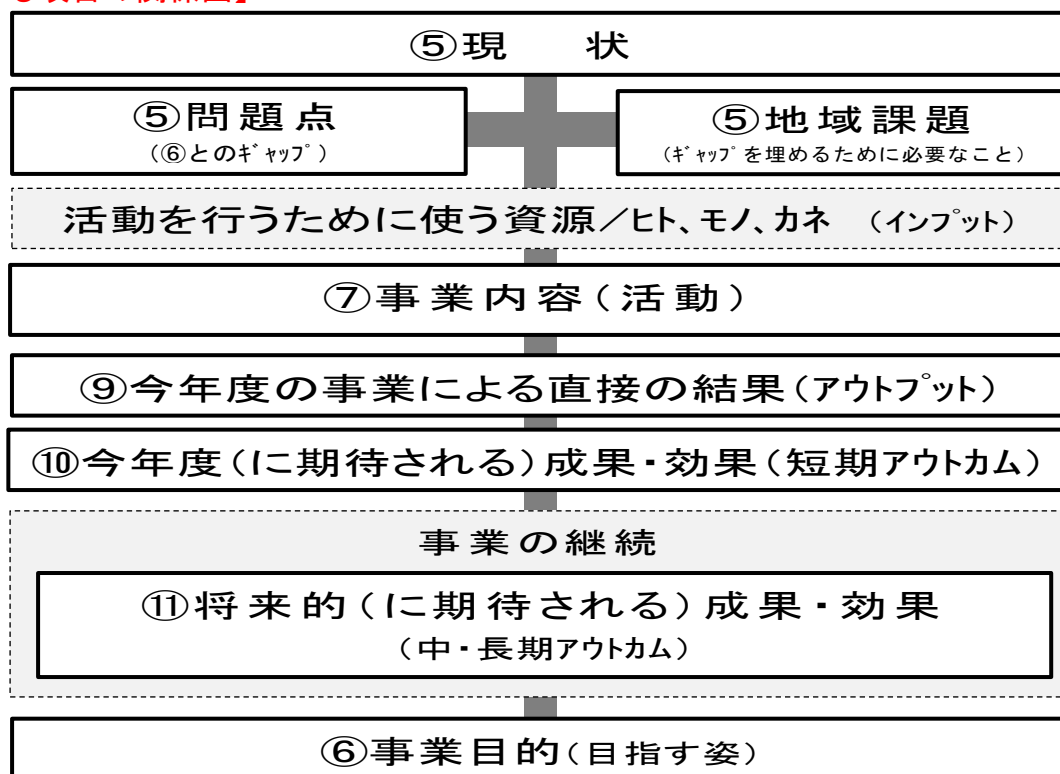
<記入上の注意事項>

- 1 各項目は、簡潔かつ明瞭に記入してください。
- 2 「④補助回数」欄の2回目は、令和7年度事業に採択された事業を令和8年度も継続して実施する場合に選択ができます。
- 3 「⑤現状及び課題」欄は、事業実施の要因となる地域課題や問題点、社会的背景等について記入してください。なお、根拠となる統計データや当事者の声などがあれば、それも示してください。
- 4 「⑥事業目的」欄は、事業を通じて実現したいこと、目指す将来的な姿(社会、経済、生活、環境等)について、「⑤現状及び課題」、受益者(対象者)等を踏まえて記入してください。
- 5 「⑦事業内容」欄は、課題解決や「⑥事業目的」における位置づけ(狙い)とともに、概要、受益者(対象者)、実施地域、実施方法などを事業項目ごとに具体的に記入してください。また、天災地変、感染症等で事業が実施できない場合の対応(代替案の検討、事業縮小、事業中止等)についても併せて記入してください。なお、事業が複数の場合は、それぞれの事業ごとに内容を記入してください。
- 6 「⑧事業の条件及びアピールポイント」欄は、事業条件としている広域性又は先進性、先駆性、団体の持つ専門性やノウハウ等のアピールポイントについて具体的に記入してください。なお、先進性、先駆性は、他地域での先進例や成功例等もあれば、それも参考として記入してください。
- 7 「⑨今年度の事業による直接の結果(アウトプット)及びその評価指標・評価方法」欄は今年度の活動計画及びその評価指標・評価方法を記入してください。「⑩今年度に期待される成果・効果(短期アウトカム)及びその評価指標・評価方法」欄は事業実施により得られる今年度の利益や変化及びその評価指標・評価方法について記入し、「⑪将来的に期待される成果・効果(中・長期アウトカム)」欄は、事業を継続して行うことで、将来的に得られる利益や変化について記入してください。なお、事業が複数の場合は、⑨、⑩、⑪は事業ごとに

分けて記入してください。

- 8 「⑫事業継続化に向けた取組及び事業展開の予定(資金確保の見通し等)」欄は、「⑥事業目的」や「⑪将来的に期待される成果・効果(中・長期アウトカム)」を踏まえ、翌年度以降に実施する予定の事業内容、組織体制、財源確保の手法、事業継続の工夫等について記入してください。
- 9 記入箇所が不足する場合は、必要に応じて行挿入等を行ってください。

【記入する項目の関係図】



【⑦・⑨～⑪の記入例】

※【⑦事業内容】を「防災講習会の開催」とした場合

【⑦事業内容】

○防災講習会の開催
 目的：講習会で災害時の行動を考え体験することで、防災知識の向上や防災への関心を深める。
 対象者：備中地域住民
 実施地域：〇〇市内
 第1回 避難計画作成
 第2回 非常食、防災グッズ
 第3回 避難所生活体験

【⑨今年度の事業による直接の結果(アウトプット)】

※開催する防災講習会の回数、参加人数、具体的な内容等を記入

	内容	参加予定人数
第1回	避難計画作成	40人
第2回	非常食、防災グッズ	40人
第3回	避難所生活体験	40人

評価指標	評価方法	目標
開催回数の達成度	計画に対する割合	100%
参加人数の達成度	定員に対する割合	100%

【⑩今年度に期待される成果・効果（短期アウトカム）及びその評価指標・評価方法】

事業参加者		
(1)講習修了者の防災知識が向上することで、(2)災害に対する関心を持ち、(3)災害時を想定して防災グッズを備えるなど、できることから取り組むようになる。		
(1)講習修了者の防災知識が向上		
評価指標	評価方法	目標
防災知識習得率	講習会参加者への確認テスト	80点以上とる人を80%
(2)災害に対する関心を持つ		
(3)災害時を想定して防災グッズを備えるなど、できることから取り組むようになる		
評価指標	評価方法	目標
講習参加による意識変容	講習会参加者へ意識変容についてのアンケート	・「防災への関心が深まった」の回答率80% ・「防災グッズを備えようと思った」の回答率50%
事業実施団体		
講習会の開催準備のため、(4)常に最新の防災知識について情報収集するようになり、より効果的な防災講習会が開催できるようになる。		
評価指標	評価方法	目標
講習会やシンポジウムへの参加回数	目標に対する実績回数	3回
備中地域		
(5)講習会の開催を通じて、県民の防災知識・意識が深まり、備中地域全体の防災力向上が期待される。		
※講習会で使用するテキストがメディアで取り上げられることで、テキストを地区の防災研修で使用する人を希望する人など、テキスト配布希望者からの依頼がくることを想定する。		
評価指標	評価方法	目標
講習会テキストの配布件数	講習会テキストの配布実績	10件

【⑪将来的に期待される成果・効果（中・長期アウトカム）】

事業参加者		
身を守るための行動ができる人や地域の防災リーダーとなる人が増加することで、地域の防災力が向上する。		
事業実施団体		
より深化した知識や活動経験を活かして、防災に取り組む人への支援ができるようになる。		
備中地域		
地域に災害時に行動できる人が増えることにより、備中地域全体の防災力の強化が期待できる。		

日 程 計 画 表

年月	事業内容	場所	規模等

<記入上の注意事項>

- 1 事業実施年度の年間スケジュール案を記入してください。
- 2 「場所」欄は、想定される実施場所を記入してください（例：〇〇市文化センター、△△市内）。不明な場合、特定できない場合等は未記入で構いません。
- 3 「規模等」欄は、参加予定人数、印刷部数等数量的に想定される量を記入してください。不明な場合は未記入で構いません。

様式 4

收支預算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内訳(積算等)	備 考
合 計			

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳(積算等)	備考
対象経費計(a)			
対象外経費計(b)			
合 計(c=a+b)			

＜記入上の注意事項＞

- 1 収入の部は、補助金、助成金、寄附金、参加費等に分けて記入し、収入先と名称を内訳（積算等）欄に記入してください。
- 2 支出の部は、講師謝金、講師旅費、消耗品費（1点10万円未満の物品）、印刷製本費、食糧費（講師弁当・お茶）、通信運搬費、保険料、使用料・賃借料（会場借上・機材借上等）、外注・委託料等に分けて記入し、内訳（積算等）欄には、内容がわかるように内訳や積算を記入してください。また、外注・委託料については、積算根拠となる資料等があれば添付してください。
- 3 収入の合計と支出の合計は一致させてください。
- 4 記入欄に書ききれないときは、別紙として添付してください。
- 5 補助1回目の事業は対象経費に対して補助率10分の10以内（補助上限額200万円）、補助2回目の事業は対象経費に対して補助率3分の2以内（補助上限額100万円）とします。なお、補助交付額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。

【様式4の記入例】

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内訳 (積算等)	備 考
県補助金	496,000	備中地域みらいづくり支援事業補助金	
入場料	150,000	シンポジウム 300人×500円=150,000円	
参加料	12,000	ワークショップ 20人×6回×100円=12,000円	
自己資金	6,000	会費からの繰り入れ ワークショップ 菓子他	
合 計	664,000		

収入の合計額と支出の合計額は一致させてください

2 支出の部

項目	予算額	内訳 (積算等)	備 考
①シンポジウム	450,000		
講師謝金	50,000	〇〇大学教授 50,000円×1人×1回=50,000円	
パネリスト謝金	40,000	〇〇会社役員 10,000円×4人×1回=40,000円	
講師旅費	50,000	東京・航空機(宿泊有、実費支給) 50,000円×1人×1回=50,000円	
パネリスト旅費	20,000	県内3人・近県1人(実費) 1,000円×3人×1回=3,000円 17,000円×1人×1回=17,000円	
食糧費(弁当)	5,000	講師等・税込 1,000円×5人×1回=5,000円	
賃借料(会場)	100,000	□□市文化会館大ホール予定 100,000円×1回=100,000円	
〃 (機材)	25,000	機材一式(液晶プロジェクター・音響等) 25,000円	
通信運搬費	15,000	チラシ郵送料(ゆうパック等) △円×△箇所=15,000円	
消耗品費	30,000	A4用紙(資料作成用)・インク・角2マチ有封筒 30,000円	
外注(チラシ)	40,000	募集チラシ・A4片面・カラー3000枚 40,000円×1回=40,000円	
〃 (パンフレット)	55,000	当日パンフ・A4見開き4頁カラー300部 55,000円×1回=55,000円	
〃 (看板)	20,000	ホール横断幕及び垂れ幕・入口看板 20,000円×1回=20,000円	
②ワークショップ	116,000		
講師謝金	40,000	NP0法人の〇〇職員(各地区初回・最終回の2回) 10,000円×1人×4回=40,000円	
講師旅費	4,000	県内1名(実費) 1,000円×1人×4回=4,000円	
賃借料(会場)	12,000	●●地区及び■■地区公民館 2,000円×6回=12,000円	
消耗品費	40,000	A4用紙(チラシ作成用)・インク・模造紙・ポストイト・マジック 40,000円	
通信運搬費	20,000	チラシ・アンケート郵送料(ゆうパック等) ▲円×▲箇所=20,000円	
対象経費計(a)	566,000		
菓子・ペットボトル飲料	18,000	ワークショップ時に提供	
記念品購入代	80,000	シンポジウム時に記念品(民芸品)配布	
対象外経費計(b)	98,000		
合 計(c=a+b)	664,000		

以下は対象外経費です。

- ・土地、建物、建物付属設備、構築物等の取得に要する経費
- ・備品購入費(1点10万円以上の物品※)
- ・団体の管理運営費(光熱水費、家賃など)
- ・団体の役員、職員に対する人件費
- ・食糧費(外部講師等へのお茶代及び弁当代を除く。)
- ・その他、補助することが適当でないと思われる経費

※パソコン、タブレット及びプリンターは、その価格に関わらず、備品購入費(補助対象外)として扱います。

※受益者が負担すべき経費(イベント参加者へ配布する記念品の購入費や保険料等)は、補助することが適当でないため、補助対象外とします。

※本事業で得た収入は、原則、本事業の予算へ充当していただきます。

誓 約 書

私は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。
- 3 私は、宗教活動や政治活動を主たる目的としていません。
- 4 私は、特定の公職者や政党等を推薦、支持し、反対することを目的としていません。
- 5 私は、県税等、県徴収金の滞納がありません。

令和 7 年 月 日

岡山県備中県民局長

殿

所在地
屋 号
氏 名

印

裏面もご確認ください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 3 当社又は当団体は、宗教活動や政治活動を主たる目的としていません。
- 4 当社又は当団体は、特定の公職者や政党等を推薦し、支持し、反対することを目的としていません。
- 5 当社又は当団体は、県税等、県徴収金の滞納がありません。

令和7年 月 日

岡山県備中県民局長 殿

所 在 地
名 称

役 職 名
氏 名

印

裏面もご確認ください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

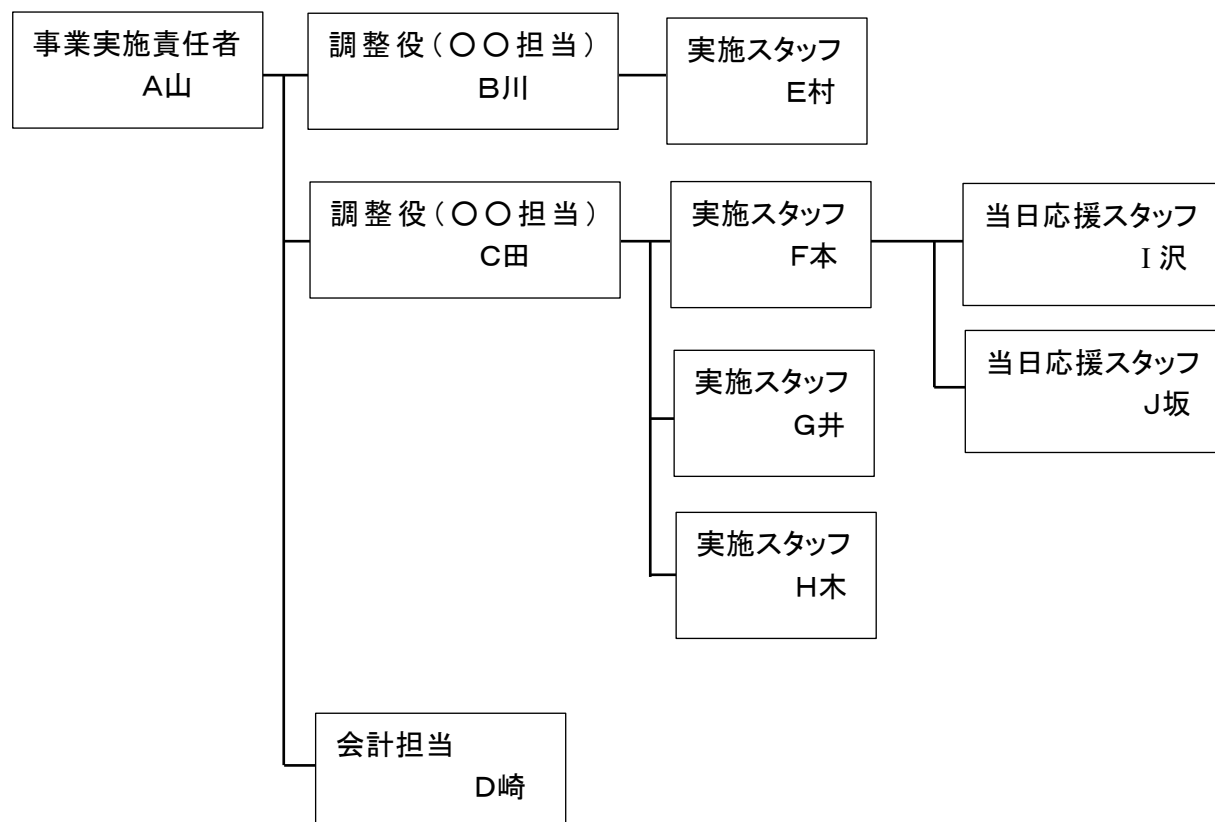
イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

事業実施の組織体制図（任意様式）　＜記入例＞



＜作成上の注意事項＞

この事業に携わる団体のスタッフを全て記載してください。